

担い手通信

第14号
平成22年
9月発行

大仙市集落営農・
法人化支援センター
大仙市太田町
横沢字堀ノ内46
TEL 0187-88-1920

集落営農組織の面談調査を 全組織対象に実施しました

集落営農組織の運営状況調査が
七月六日から七月三十日まで行な
われました。

これは昨年に引き続き行なわれ
たもので、集落営農組織の五つの
条件である、

- ①規約の整備
- ②農用地の集積目標の達成
- ③主たる従事者の所得目標の設定
- ④共同販売経理の実施
- ⑤農業生産法人化計画の遂行状況

の確認と、集落営農組織の総会資
料の改善項目の有無を確認する意
味で行なわれたものです。

面談調査は、集落営農組織の組
合長及び経理事務担当者から出席
していただき、忙しい中にもかかわらず
大量の資料を持参して説明
していただきました。

面談調査の結果は各集落営農組
織あてに、調査項目ごとにまとめ
た報告書を送りますが、面談調査に
あたり気付いた点を拾い上げてみ
ました。今後の組織運営の参考に
していただければ幸いです。



面談調査の様子

＝集落営農組織の面談調査の実施結果＝

①規約の整備について

ほとんどの組織において規約は作成されていま
したが、「出資金」などの規約の変更があった組
織においては、変更後の規約が整備補完されてい
ない状態でした。
規約改正がある場合は総会（総会案件にする）
に諮り、改定後の規約を規約綴等に整備しておい
てください。

②農用地の集積目標の達成

集落営農組織では地域の農用地の2/3を集積
する目標を定めることになっています。
設立当初、目標として定めた地域（区域）の区
割りが集落営農組織の活動範囲と大差なく設定さ
れており、ほぼ集積目標は達成されていました。
しかし、脱退者が出たり、農地の受委託等によ
り面積の移動が多いため、組織全体の今年の経営
面積を把握できる独自の資料を作成していない組
織もあり、細目書のほかに品目ごとの作付け台帳
を整備しておくことも必要と思います。

③主たる従事者の所得目標の設定

設立当初に設定した主たる従事者（ほとんどが
組合長）の所得目標は、大仙市で決めている460
万円に設定している組織が多く、今後、集落営農
組織の収益アップを目指し、所得向上に努力して
ください。

④共同販売経理の実施

集落営農組織の経理はほとんどが JA から提供された経理ソフト
「一元」を使用している組織が多く、営農センターの指導により処理さ
れていました。
一部に、組合員の理解を得やすいようにするため、収入（販売代金、補
助金等）－支出（資材費、拠出金、分配金等）＝繰越金（出資金）の収支報
告だけの決算書を総会資料に載せている組織もありましたが、預金・
拠出金などの資産や、借入金・預り金などの負債もあるため貸借対照
表、損益計算書の添付をお願いしたところでした。
内容の不明な点については営農センターにお問い合わせのうえ改
善してください。

⑤農業生産法人化計画の遂行状況

集落営農組織の立ち上げから5年以内に農業生産法人を設立する
「法人化計画」が計画されており、その進行状況を確認取りしま
した。
法人化に向かい独自に研修・視察を行なっている組織もありまし
た。ほとんどが今年度から始まった、戸別所得補償モデル事業の
実施に伴い法人化の計画は「足踏み状態」でした。
秋の収穫シーズン終了後や冬場の総会開催時に併せて、法人化研
修会や勉強会を開催するよう提案したところでした。
組織の要望により大仙市、集落営農・法人化支援センター、JAな
ど機関一体となり支援していきます。

23年度実施予定の各種補助事業の意向とりまとめを行ないます

複合経営の新規取り組み、面積拡大を計画し、畑作園芸用の機械・パイプハウス等の導
入を検討されている方は、県の補助事業を活用してみたいはかがですか？
平成23年度の要望とりまとめを行ないます。なお、要望を提出したことによって事業
の採択が約束されるものではないのでご注意ください。
各種事業の概要は次のとおり。詳しくは、各総合支所農林振興課の担当者までご連絡く
ださい。

(1) えだまめ日本一産地条件整備事業 (補助率：5/12)

<申込みできる方>
えだまめの新規作付け、または作付面積
の拡大を計画し、生産拡大に取り組む経営
体（法人・個人）。
<対象となる作物>
えだまめ。
<対象となるもの>
管理機、播種機、選別機、収穫機、排水
改善用機械（サブソイラー、溝堀機）等。

(2) 畑作園芸振興事業 (補助率：1/4 ※事業費の上限：100万円)

<申込みできる方>
畑作園芸を栽培、生産に取り組む経営体
（法人・個人）。
<対象となる作物>
畑作園芸作物。
<対象となるもの>
畑作園芸作物の生産にかかる機械等。

(3) 新規需要米生産体制緊急整備事業 (補助率：1/3 ※法人・集落営農等対象)

<申込みできる方>
新規需要米を栽培、生産に取り組む経営
体（法人・集落営農組織）。
<対象となる作物>
新規需要米（米粉用米、飼料用米のみ）。
<対象となるもの>
新規需要米（米粉用米、飼料用米のみ）
の生産にかかる機械等。

(4) 夢プラン次期対策事業 (補助率：未定)

<申込みできる方>
認定農業者、認定就農者、農業法人、集落
営農組織。
<対象となる作物>
ほうれんそう、トマト、菌床しいたけ、
そらまめ、モロヘイヤ、花き、アスパラガ
ス又はりんどうの新植。
<対象となるもの>
管理機、播種機等の機械、パイプハウス
など。
※(4)については、現行の夢プラン事業の
内容について記載していますが、変更にな
る可能性があることをご了承ください。

農畜産業機械等リース事業（経営 体育成型）の募集があります

平成22年度のリース事業である農畜産業
機械等リース事業の募集が開始されました。
リースによる機械の導入を検討されている
方は是非ご検討ください。

<申込できる方>
認定農業者（法人を含む）、集落営農組織

<補助率>
認定農業者：リース料の3/10以内
集落営農組織：リース料の5/10以内

<募集期間>
9月1日（水）～9月30日（木）
※30日までに全農必着

<窓口>
各リース会社

<お問合せ・送付先>
JA全農生産資材部農機事業改革推進課
担当者：中東（なかひがし）
〒100-6832
東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL 03-6271-8325
FAX 03-5218-2543



ラインナップ

- 集落営農組織の面談調査が終了しました
- 施設・機械等の要望取りまとめ、リース事業のご案内
- 新しく設立された集落営農組織・農業法人のご紹介
- 未利用地の作付再開のための支援

新しく設立された集落営農組織・法人の紹介（平成22年8月末現在）

このたび、新規設立された集落営農組織・農業法人の一部をご紹介します。（平成21年9月～平成22年8月末現在）

【集落営農組織】

- 南外地域
- 組合名 喜楽里（きらり）営農組合
 - 設立年月日 平成21年9月12日
 - 組合長 伊藤誠一
 - 構成員 19名
 - 経営規模 水稻：1663.7 a（加工米含む）
飼料用米：167.1 a

【農業法人】

- 西北北地域
(集落営農組織⇒農業生産法人)
- 組合名 農事組合法人 あきた皆別当
 - 設立年月日 平成22年8月2日
 - 組合長 戸島 勝憲
 - 構成員 7名
 - 経営規模 水稻：1600 a（加工米含む）

太田地域

- 会社名 株式会社アグリエコシステム
- 設立年月日 平成22年1月20日
- 代表取締役 伊藤 大輔
- 株主 4名
- 経営規模 水稻：1612 a（加工米含む）
枝豆：175 a しいたけ：28 a
ラジハリ（共済引受）：150ha

～未利用地の作付再開のための支援～

食料自給力を向上するためには、耕作放棄地や不作付水田を有効に活用することが重要です。国、秋田県では、このような未利用地の再生利用に取組む農家を支援します。

耕作放棄地再生利用緊急対策

あきた型食料自給力向上対策事業
 <<農地有効活用促進支援事業>>

◎あなたが再生利用を考えている未利用地は、どの区分にあてはまりますか？

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
未利用年数	1～2年	3年程度	5～7年程度Ⅰ	5～7年程度Ⅱ	10年以上		
農地の状態	水田雑草	一部ヨシ侵入	多年生草本群落	多年生草本群落	6cm以下雑木侵入	6cm以上雑木侵入	復田
再生作業費の目安(円/10a)	7,000	23,000	51,500	68,000	76,500	168,500	244,300
あなたの不作付水田の区分別面積は？	a	a	a	a	a	a	a

◎区分④から⑦については、再生作業費に対して、次の条件を満足すれば国及び秋田県の支援を受けることができます。

条 件	判 定
再生する農地が農振農用地内であること。	
土地所有者以外の人が再生作業及び耕作すること。	
水田にあつては水田利活用自給力向上事業の対象作物を作付すること。*	
再生作業を行う年度から5年間以上耕作を行うこと。	

*対象作物は次のとおりです。

麦・大豆・飼料作物・新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用・WCS用稲）・そば・なたね加工用米・その他畑作物

◆支援単価は10a当たり次のとおりです。

- 再生作業費が10a当たり6万円～10万円の場合（区分④と⑤の水田が該当すると思われれます）
45,000円（国 30,000円、県 15,000円）
- 再生作業費が10a当たり10万円以上の場合（区分⑥と⑦の水田が該当すると思われれます）
75,000円（国 50,000円、県 25,000円）

バックホー等の重機を使用した場合は国の支援交付金は再生工事費の1/2補助となります。

◆再生作業に対する支援のほか、土壌改良・営農改良・営農定着（資機材調達・導入作物絞込み・適正確認）・施設等補完整備支援も受けられます。

◎区分②及び③については、再生作業費に対して、次の条件を満足すれば秋田県の支援を受けることができます。土地所有者本人が再生作業及び耕作する場合も対象となります。

条 件	判 定
生産調整に係る不作付地として3年以上経過した水田であること。	
市町村や地域水田協等の水田台帳等に整理・管理されている水田であること。	
水田利活用自給力向上事業の対象作物を作付すること。*	
再生作業を行う年度から3年間以上耕作を行うこと。	

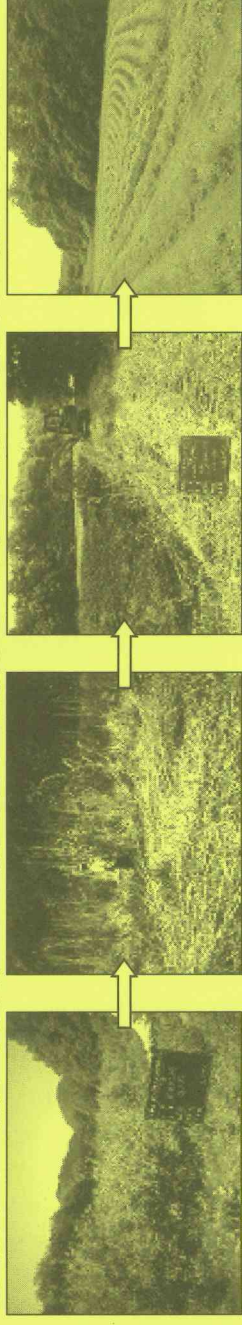
*対象作物は次のとおりです。
 麦・大豆・飼料作物・新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用・WCS用稲）・そば・なたね加工用米・その他畑作物

◆支援単価は10a当たり次のとおりです。
 ○再生工事費が10a当たり2万円～4万円の場合（区分②が該当すると思われれます）
10,000円
 ○再生工事費が10a当たり4万円～6万円の場合（区分③が該当すると思われれます）
20,000円

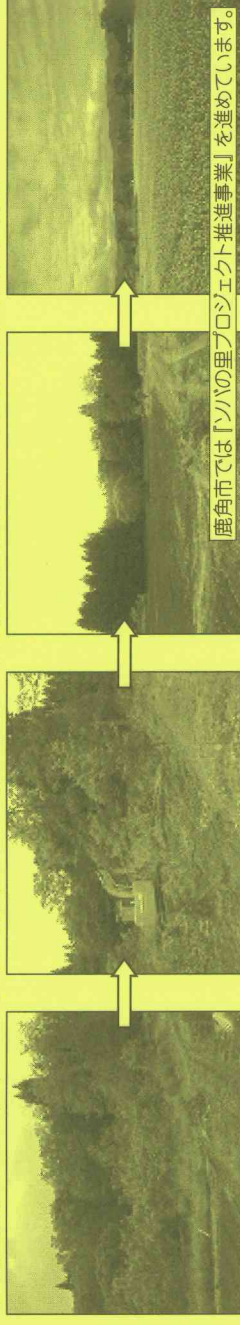
※②～⑦の再生作業費には、自己労力、自己所有機械の損料を算入することができます。また、中山間直接支払の集落協定や農地・水・環境保全向上対策の活動組織が再生作業を行うことも可能となっていますので、地域で検討してください。

県内では本対策により、再生された農地で新たな農業が始まっています。

◎大仙市での取組：高齢化により保全管理が困難となった水田を再生し大豆を作付けしました。



◎鹿角市での取組：10年以上作付されていなかった畑を再生しソバを作付けしました。



鹿角市では「ソバの里プロジェクト推進事業」を進めています。

まずは、市町村の地域協議会事務局または県協議会事務局へご相談を！

大仙市水田農業推進協議会

事務局 大仙市役所 各総合支所 農林振興課

秋田県耕作放棄地対策協議会

事務局（県庁農山村振興課）（TEL 018-860-1857・1853）
 （秋田県土地連）（TEL 018-888-2712・2749）